

申告書(出産)

令和 年 月 日

(宛先) 防府市長

申告者

住所

氏名

(連絡先電話番号)

保育認定申請にあたり、次のとおり申告します。また、出産による保育認定期間終了前に、下記注意事項に従い手続きを行います。

1. 出産(予定)日

令和 年 月 日

2. 出産による保育認定期間終了後の保育について(該当欄にチェックをしてください。)

- 認定終了。(子どものための教育・保育給付認定終了は、退所する。子育てのための施設等利用給付認定終了は、無償化の対象外になる。)
- 勤務先で育児休業を取得する。
- 他に保育を必要とする事由があるため、認定事由を変更し保育認定継続を希望する。

注意事項

- ※出産予定日のわかる母子手帳の写しを添付してください。(産後の方については不要です。)
- ※出産による保育認定期間は、産前は、出産予定日から起算して前8週間の属する月です。産後は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間です。
- ※産前8週間の属する月より前の期間にあって、医師より安静を必要とされている場合は、診断書(市様式)を添付してください。
- ※上記2で選択された項目によって、産後の保育認定期間終了前に手続きを行ってください。

退所→施設又は市子育て支援課に退所届を提出してください。

育児休業→勤務先で育児休業を取得される場合、育児休業にかかる子どもの1歳の誕生日の前日の属する月の末日までは認定が可能です。育児休業等証明書(勤務先が証明したものです。辞令又は市の様式により証明してもらってください。)を提出し、施設又は市子育て支援課で認定事由変更の申請をしてください。

※ 1年以上の育児休業取得については、特別な事情がない限り、上記認定可能期間をもって認定終了となります。

認定事由変更→施設又は市子育て支援課で認定事由変更の申請をしてください。